

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則（令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 預かり保育補助員の項を削り、同表学級経営支援教員の項職務の欄第3号中「一時的な欠員代替業務」を「新規教員の育成に係る計画の立案及び育成の実施に係る支援」に改め、同欄第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号の次に次の1号を加える。

4 区立小学校における適切な職場環境の整備に係る支援に関すること。

別表第2 預かり保育補助員の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。